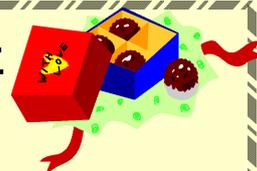


# 名草駐在所だより

令和7年  
2月号



足利警察署 0284-43-0110  
名草駐在所 0284-41-9302

## 土地の適正管理を お願いします

名草地域には多くの田畑があり、土地を所有しているという方も少なくないと思います。大変だとは思いますが、土地を所有する人にはその土地を管理する責任があります！！



令和2年に改正された「土地基本法」では「土地所有者の責務」が規定されています。

- 雑草及び樹木の隣地への越境
- 害虫の発生・害獣の住みつき
- ゴミの不法投棄
- 火災の危険性
- 道路の見通しが悪くなる、交通事故の危険性

これらによる被害が発生した場合、土地の所有者が損害賠償などの責任を負う場合があります！名草に住む者同士、問題なく暮らせるよう、ご協力のほどよろしくお願いします。

## あ・わ・せ・て！

## 野焼きによる 火事にご注意を！

「管理しろって言うから草刈るかあ」  
「刈った草燃やすかあ」  
ではいけません！！

## 野焼きは法律で禁止されています！

「煙が家の中に入ってくる」「洗濯物がすすや灰で汚れてしまう」などなど・・・  
近年、野焼きに関する苦情や通報が増加傾向にあります。焼却行為に関して一部例外はありますが、原則は禁止です！ましてや家庭ごみ等を燃やすことはもっての他で検挙対象となりますのでお気を付け下さい！！

焼却の禁止：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2  
罰則：5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金

令和7年名草地域 事件・事故認知件数  
(令和7年1月1日～20日暫定)

- 事件認知件数 0件  
(前年比 -3件)
- 交通事故件数 2件  
(前年比 +2件)

農作業等でやむを得ず野焼きをする場合は以下の点を必ず守ってください！！

- 絶対に火から離れない！
- すぐ消せるだけの水を用意しておく
- 近所の迷惑にならないよう事前に伝える
- 風向きに注意する
- 少量ずつ燃やしていく

